

雇用保険審査請求及び被保険者資格確認手続における公示のデジタル化について（報告）

改正の趣旨及び概要

- 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「官会法」という。）第20条第2項において、労働保険審査官（労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官。以下「審査官」という。）の審査請求に係る決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによって行うが、**審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示送達（※）によって行うことができる**とされている。

※ 行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間掲示（公示）をすることで相手方に通知等が到達したとみなす制度

- また、同条第3項において、公示送達の方法は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨（以下「公示事項」という。）を**政令で定める掲示場に掲示**し、当該公示事項を官報その他の公報に少なくとも1回掲載してするものとされている。

- 令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、代表的なアナログ規制7項目（※）の見直しを行うこととされたことを踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル一括法」という。）」により、**官会法を含む書面掲示規制関係法律について、インターネットによる閲覧等を可能とする改正が行われた**（令和5年6月16日公布）。

※ ①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧

- 具体的には、デジタル一括法による改正後の官会法第20条第3項において、公示送達の方法は、**公示事項を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置したパソコンの画面に表示することにより行うものとした。**

施行期日

- デジタル一括法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）

改正の趣旨及び概要

- 官会法第20条第3項に規定する公示事項を掲示することとなっている「政令で定める掲示場」については、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「官会令」という。）第17条の2において、以下のとおりとされている。
 - ・ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署の掲示場
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第69条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所の掲示場
- 官会法第20条第3項に規定する「**政令で定める掲示場**」が、デジタル一括法により「**政令で定める事務所の掲示場**」に改正されたことに伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第9号）により、**官会令第17条の2が公示送達を実施する事務所についての規定となるよう、規定ぶりの整理を行った**（令和8年1月28日公布）。
- 具体的には、公示事項が記載された書面を掲示することとされた「事務所」は、下記のとおりとした。
 - ・ 労災保険法第38条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署
 - ・ 雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所

施行期日

- デジタル一括法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）

改正の趣旨及び概要

- デジタル一括法により、官会法第20条第3項において、公示事項を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置したパソコンの画面に表示することにより行うものとする改正が行われたことに伴い、今般、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和31年労働省令第17号。以下「官会則」という。）について、具体的な公示送達の方法を定める改正を行う。
- 具体的には、デジタル一括法による改正後の官会法第20条第3項において、**官会則（厚生労働省令）で定めることとされている公示送達の方法**は、**インターネットを利用した方法**とする。

施行期日

- デジタル一括法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）

雇用保険法施行規則の一部改正について【被保険者資格確認手続関係】

改正の趣旨及び概要

- 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第9条第1項において、公共職業安定所長は、労働者が雇用保険の被保険者となった（なくなった）ことの確認をしたときは、雇用保険被保険者資格取得（喪失）確認通知書により、その旨を労働者本人及び事業主に通知するとされており、同条第2項において、これらの者の所在が明らかでないために通知をすることができない場合は、公共職業安定所の掲示場に通知すべき事項を記載した文書を掲示することとされている。
 - 令和4年6月の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、**通知の相手方の所在が明らかでないために通知をすることができない場合は、インターネットを利用して不特定多数の者が公示事項（※）を閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公共職業安定所の掲示場に掲示し、又は公共職業安定所に設置したパソコンの画面に表示することとする。**
- ※公示事項
- ・ 通知に係る書類が労働者が雇用保険の被保険者となった（なくなった）ことの確認に係るものであること
 - ・ 通知を受けるべき者の氏名
 - ・ 公共職業安定所長がその書類を保管し、いつでも通知を受けるべき者に交付する旨
- その他、被保険者となった（なくなった）事実がない場合の通知（雇保則第11条及び第12条）等についても同様の取扱いとする。

施行期日

- デジタル一括法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）